

| 令和2年10月臨時議会 議案概要 | | 担当課 | 総務課 | 種別 | 予算 |
|------------------|--|-----|-----------------------|------------|----|
| 議案番号 | 議案第137号 | 議案名 | 令和2年度琴浦町一般会計補正予算(第8号) | | |
| 目的 | インフルエンザ予防接種助成拡充事業およびPCR任意検査事業等にかかる補正を行うもの。 | | | | |
| 内容 | 1 補正額[単位：千円] | | | | |
| | 補正前予算額 | | 補正額 | 補正後予算額 | |
| | 13,367,306 | | 500 | 13,367,806 | |
| | 2 追加内容 | | | | |
| | 歳出予算の補正内容については、次のとおりである。 | | | | |
| | (1)インフルエンザ予防接種助成拡充事業[9,672千円] | | | | |
| | ア 目的 | | | | |
| | 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザは、症状だけでは判別が困難である。このことを踏まえて、季節性インフルエンザ流行期に向け、予防接種の助成対象を拡充し、町民全体の集団免疫力を高めることにより、発熱時の新型コロナウイルス感染の可能性を不安視する精神的負担と医療機関の負担軽減を図るため、インフルエンザ予防接種を支援する経費を追加する。 | | | | |
| | また、安全で安心して妊娠・出産できる環境づくりを図るため、妊婦への接種費用を無償化する経費を追加する。 | | | | |
| | イ 事業内容 | | | | |
| | (ア) 従来の助成対象者の拡充 | | | | |
| | 対象者：16歳から64歳の町民8,638人(基準日R2.10.1) | | | | |
| | 助成額：1,500円(1人1回) | | | | |
| | 予算額：9,422千円 | | | | |
| | (助成額1,500円×6,000人=9,000千円事務費422千円) | | | | |
| | (イ) 妊婦の予防接種費用無償 | | | | |
| | 対象者：母子健康手帳の交付を受けた妊娠中の町民 | | | | |
| | (R3.2.28までに接種) | | | | |
| | 助成額：無償とする(1人1回) | | | | |
| | 予算額：250千円(ア)助成残額2,500円×100人 | | | | |
| | ウ 経費 | | | | |
| | (ア)インフルエンザ予防接種扶助費(16歳～64歳)[9,000千円] | | | | |
| | (イ)インフルエンザ予防接種扶助費(妊婦)[250千円] | | | | |
| | (ウ)その他事務費[422千円] | | | | |
| | エ 財源 | | | | |
| | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金[9,672千円] | | | | |

オ 従来の助成事業

(ア) 子どものインフルエンザ予防接種費用助成

対象者：生後6か月から中学3年生までの町民

助成額：1人2回まで1回1,500円生活保護世帯の対象者は自己負担額の1/2上乗せ助成（償還払い）

(イ) 高齢者のインフルエンザ予防接種費用助成

対象者：65歳以上の町民

助成額：1人1回1,860円（自己負担2,300円）

生活保護世帯の対象者は全額助成（償還払い）

(ウ) 障がい者インフルエンザ予防接種費用助成

対象者：身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神手帳1級の町民

助成額：1人1回1,500円

(2) PCR任意検査事業[1,000千円]

ア 目的

基礎疾患を有する者は、新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化するリスクが高い傾向がある。このことを踏まえ、感染症に対する不安を抱えているが、行政検査の対象にならなかった基礎疾患を有する町民を対象に検査を行うことで、本人の不安を取り除き、重症化を未然に防ぐため、PCR任意検査にかかる経費を追加する。

イ 事業内容

発熱等の症状がない下記の対象者で町の実施するPCR検査を希望する町民に、1人1回無償で検査を実施する。

(ア) 対象者：身体障害者手帳1,2級保持者で以下の基礎疾患を有する町民200人

※心臓、腎臓若しくは呼吸器又は膀胱若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害に限る。

(イ) 検査のながれ：

- ・対象者へ個別通知を行い、事業を周知
- ・電話予約で検査該当者には検体採取用チケットを送付
- ・検体採取機関で検体を回収→委託検査機関で検査
- ・検査結果を本人へ通知

ウ 経費

PCR任意検査委託料[1,000千円]50人分

エ 財源

(ア) 疾病予防対策事業費等補助金(国庫支出金)[500千円]

(イ) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(国庫支出金)
[500 千円]

(1)・(2)の事業における財源対応について

琴浦町持続化交付金において、現時点で確実に不用額が生じる見込みであり、その歳出を減額するとともに、歳入において地方創生臨時交付金の充当先を振り替えることにより対応する。

(3) こども園給食調理等業務における債務負担行為限度額

ア 目的

自園調理により安心・安全な給食を安定して提供するため、令和3年度からの給食調理等の業務委託(2園)について債務負担行為を追加する。

イ 債務負担行為

こども園給食調理等業務委託事業

(ア) 限度額 157,239 千円

(イ) 期間 令和3年度から令和7年度まで

ウ 内容

(ア)経過

- ・調理士(正規職員)7人を配置しているが、令和2年度に3人、令和3年度には1人が退職する。
- ・退職に伴う職員採用募集を行ったが、雇用情勢が厳しく必要な補充を行うことが困難であった。

(イ)委託目的

- ・一部園の給食調理業務等委託により、安定した給食を提供するための体制整備を図り、各園での調理業務を継続する。
- ・民間事業者の専門的な知識・技術・経験を活用し、衛生管理の徹底・食育・食物アレルギー対応等を行い、安心・安全な給食の質を維持する。
- ・事業者の強みを活かし、調理員の急な代替配置等にも柔軟に対応する。

(ウ) 委託園

しらとりこども園・やばせこども園

(エ) 選定理由

- ・施設が新しく調理設備も充実しているため、業務委託による施設修繕等の必要がない。

エ 業務委託経費等

(ア)債務負担行為限度額 157,239 千円 (令和3年度～令和7年度)

- ・受託事業者が、確実に人員を確保し調理員の継続雇用を行えるよ

| | |
|------|--|
| | <p>う、委託期間を5年間とする。</p> <p>(イ) 今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none">10月下旬保護者説明会の開催11月上旬プロポーザル公告12月下旬審査1月上旬業者決定4月業務開始 <p>(ウ) こども園の給食提供</p> <ul style="list-style-type: none">・各こども園の自園調理を継続し、個別の対応も含め調理した給食を適時に適温で提供。・利用者負担（副食費）については委託園・直営園とも同額とする。・献立はこれまでどおり町の栄養士が作成し、公立全園同一の給食を提供する。 |
| 補足事項 | |